

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月1日
【会社名】	昭和電工株式会社
【英訳名】	Showa Denko K. K.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 秀仁
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門一丁目13番9号
【電話番号】	03 (5470) 3384
【事務連絡者氏名】	財務・経理部 会計・税務グループリーダー 岡村 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門一丁目13番9号
【電話番号】	03 (5470) 3384
【事務連絡者氏名】	財務・経理部 会計・税務グループリーダー 岡村 宏一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月30日開催の当社第113回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月30日（水曜日）

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当は、営業成績および今後の事業競争力、財務体質強化等を勘案し、普通株式1株につき金65円とします。

第2号議案 定款一部変更の件

会社法の改正により、定款第15条として、第1項に株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる規定、第2項に書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設け、変更前定款第15条「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」の規定を削除します。また、この新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、森川宏平、高橋秀仁、丸山寿、酒井浩志、染宮秀樹、眞岡朋光、尾嶋正治、西岡潔、一色浩三、森川典子の各氏を選任します。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、宮坂泰行氏を選任します。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役に対する基本報酬および短期業績連動報酬の金銭報酬額を年額850百万円以内に改定します。取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれないものとします。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠改定の件

第5号議案の報酬額とは別枠として、社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関し、取締役に給付する株式の取得資金として各対象期間に抛出する上限金額を1,350百万円に改定します。

第7号議案 取締役に対する短期業績連動報酬（賞与）支給の件

第5号議案および第6号議案が承認可決されましたので、2021年度末時点での取締役5名に対し、当事業年度の業績に係る短期業績連動報酬として119百万円を上限に2022年6月頃に一括して支給します。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成 (個数)	反対 (個数)	棄権 (個数)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	1,277,368	29,295	15,094	96.37	可決
第2号議案	1,304,643	2,021	15,092	98.43	可決
第3号議案 (候補者氏名)					
森川 宏平	1,289,601	16,972	15,140	97.29	可決
高橋 秀仁	1,294,043	12,531	15,140	97.63	可決
丸山 寿	1,298,693	7,883	15,140	97.98	可決
酒井 浩志	1,299,067	7,509	15,140	98.01	可決
染宮 秀樹	1,298,717	7,859	15,140	97.98	可決
眞岡 朋光	1,298,802	7,774	15,140	97.99	可決
尾嶋 正治	1,299,974	6,602	15,140	98.08	可決
西岡 潔	1,300,368	6,208	15,140	98.11	可決
一色 浩三	1,299,185	7,391	15,140	98.02	可決
森川 典子	1,300,345	6,231	15,140	98.11	可決
第4号議案 (候補者氏名)					
宮坂 泰行	1,303,981	2,684	15,092	98.38	可決
第5号議案	1,300,559	5,929	15,246	98.12	可決
第6号議案	1,301,197	5,468	15,092	98.17	可決
第7号議案	1,214,250	92,409	15,092	91.61	可決

(注) 1. 当該決議事項が可決されるための要件は、次のとおりです。

- ① 第1号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成
 - ② 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成
 - ③ 第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
2. 本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上